

令和6年度評価対象事業について

○事業再評価対象事業(全事業、意見聴取予定)

【街路事業】

- ・新庄長柄線(菅原)整備事業
- ・東野田河堀口線(上本町)整備事業
- ・西野田中津線(大淀北)整備事業

【土地造成事業】

- ・夢洲土地造成事業

【住宅地区改良事業】

- ・旭住宅地区改良事業

【住宅市街地総合整備・住宅地区改良事業】

- ・生野区南部地区整備事業

○事業再評価対象外事業

(過去に事業再評価を実施した事業であって、かつ大阪市建設事業評価実施要綱第8条に定める、事業再評価を除くことができる事業※)

【※再評価対象外となる理由】

- ・翌年度までに完了予定の事業、事業費の執行済比率が80%以上の事業

【街路事業】

- ・桜島東野田線(四貫島)整備事業
- ・大和川北岸線(公園南矢田)整備事業

【公園事業】

- ・毛馬桜之宮公園整備事業
- ・難波宮跡公園整備事業
- ・鶴見緑地公園整備事業

【土地区画整理事業】

- ・大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業